

介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費自主返還手続き説明書

高崎市 指導監査課

TEL : 027-321-1354

1 「介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費返還一覧表」の作成

- (1) 「介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費返還一覧表」を作成してください。様式は高崎市指導監査課のホームページ「介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費の自主返還」（ページID検索にて「0020465」を入力）からダウンロードしてください。

URL : <https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/20465.html>

- 記入方法は「記入に当たっての留意事項」を参照してください。
- 返還対象の市町村ごとに一覧表を記入してください。
- 返還件数が20件以上の場合は、電子データ（エクセルファイル）で作成をお願いします。

- (2) 「介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費返還一覧表」を高崎市指導監査課へ提出

- 「運営指導の結果に対する報告書」と同時に提出してください。
- 返還件数が20件以上の場合は、電子データでの提出も可能です。

E-mail : shidou-kansa@city.takasaki.gunma.jp

2 過誤申立の実施

- (1) 高崎市で支給決定している利用者の場合は、高崎市障害福祉課に過誤申立を行ってください。過誤申立手続き方法については、障害福祉課（TEL : 027-321-1239）へお問い合わせください。
- (2) 高崎市以外が支給決定市町村である利用者の場合は、過誤申立手続きの方法について、各市町村へお問い合わせください。

3 領収書等の提出

- (1) 過誤調整の対象となった給付費について、利用者の自己負担が発生している場合は、利用者への返金又は追徴が必要となります。
- (2) 利用者へ返金又は追徴したことがわかる挙証書類（領収書の写し等）を指導監査課へ提出してください。
- (3) 提出時期については、上記1の「介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費返還一覧表」と同時である必要はありません。利用者への返金又は追徴手続き終了後に提出してください。

4 「過誤決定通知書」の提出

- (1) 過誤申立を実施後、国保連合会で処理が済みますと、「過誤決定通知書」が送付されます。
- (2) 過誤決定通知書の写しを指導監査課へ提出してください。
- (3) 提出時期については、上記1や3と同時である必要はありません。過誤決定通知書の到着後に提出してください。